

静岡県告示第91号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年2月8日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	滝ヶ原富士岡線	御殿場市板妻字堀田 37番の302地先から	前	10.5~11.3	75.0
		御殿場市板妻字堀田 37番の303地先まで	後	9.2~10.1	75.0

=====

静岡県告示第92号

令和4年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年2月8日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	菊川市下平川字荒添 6601番から	前	29.6~42.0	20.9
		菊川市棚草字向田 98番の2まで	後	29.6~31.0	20.9